

# 核燃料サイクルシミュレーションコードの 改訂作業

仕様書

## I. 一般仕様

### 1. 件名

核燃料サイクルシミュレーションコードの改訂作業

### 2. 全体概要

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）では、国内外のステークホルダーとの高速炉開発戦略に係る協議に資するために、核燃料サイクル諸量のマテリアルフローを評価するサイクル諸量評価コード「FAMILY-21」の開発、運用を進めている。本件は、経済産業省からの受託である「令和5年度高速炉実証炉開発事業（基盤整備と技術開発）」の一部として、機構が提供する炉心特性データを基に、JENDL4.0 または JENDL3.3 に基づく ORIGEN2 用 1 群ライブラリを用いた燃焼計算を行い、燃焼遷移行列および等価フィッサイル係数として整理する。また、ORIGEN2.2 コードを用いて各炉心の燃焼計算、および使用済燃料の崩壊計算を行う。

### 3. 概要

本件において受注者は、プログラミング作業・計算の実施、計算の妥当性確認を実施する。作業の詳細は、第II章の技術仕様に記載する。

### 4. 契約範囲

- 4.1 プログラミング作業・計算の実施
- 4.2 計算の妥当性確認
- 4.3 提出図書類の作成

### 5. 納期

令和9年2月26日（金）

### 6. 提出図書類

- (1) 業務従事者等の経歴（契約後速やかに） : 1部<sup>\*1</sup>

※本件は機密情報を扱うため、以下の情報を記した書類を提出のこと。

契約先の資本関係・役員の情報、本契約の実施場所、氏名、所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修等）・業務経験及び国籍。

\*提出した内容に変更が生じた場合は、その都度提出すること。

- (2) 実施計画書 : 1部<sup>\*2</sup>
- (3) 工程表 : 1部<sup>\*2</sup>
- (4) 品質保証計画書 : 1部<sup>\*2</sup>
- (5) 報告書 : 2部<sup>\*3</sup>
- (6) プログラム : 1部<sup>\*4</sup>

- (7) 打合せ議事録 : 1部\*5
- (8) 委任又は下請負届 作業開始2週間前まで(下請負等がある場合) : 1部  
(機構指定様式)
- (9) その他機構が必要とする書類およびデータ。 : 1部

\*1: 契約後または変更の都度速やかに

\*2: 契約後速やかに

\*3: 作業終了後速やかに

なお、報告書の電子ファイル(エクセル等のグラフデータを含む)も提出する。  
記録媒体はCD、DVD等とする。

注: データ容量に応じたメディアを使用すること。

\*4: 作業終了後速やかに

電子ファイルも提出する。記録媒体はCD、DVD等とする。

\*5: 打合せ後速やかに

(提出場所)

日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所  
戦略・推進部 次世代原子炉開発推進グループ

## 7. 検収条件

以下に示す項目の確認をもって検収するものとする。

- ・上記4項に定める作業が完了していること。
- ・上記6項に定める提出図書類が完納されていること。
- ・下記12項に定める貸与物件の返却とデータ消去が完了していること。

## 8. 検査員及び監督員

検査員: 一般検査 管財担当課長

監督員: 大洗原子力工学研究所

戦略・推進部 次世代原子炉開発推進グループリーダー

## 9. 産業財産権等の取り扱い

産業財産権等の取り扱いについては、別紙-1「知的財産権特約条項」による。

## 10. 品質管理

- (1) 受注者は、本件に係る品質管理プロセスを含む品質保証計画書を原子力機構に提出し、その確認を得ること。受注者は、受注者の品質保証計画書を遵守して、本仕様書に定められた作業を行うこと。また、受注者が作業の一部を下請会社等に外注する場合、品質に関する要求事項が下請会社等にまで確実に適用されていること。
- (2) 受注者は、契約期間中に品質保証計画書を変更した時及び不適合が発生した際に原子力機

構からの要求があった場合には、立入調査及び監査に応じるものとする。

#### 11. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約においてグリーン購入法に該当する環境物品が発生する場合は、調達基準を満たした物品を採用することとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法に該当するため、当該基準を満たしたものであることとする。

#### 12. 貸与物件

本件契約の作業上必要となる炉特性データ、文献、技術報告書、資料、データ等のうち、機構が認めたものについて、随時無償にて貸与する。ただし、作業完了後には速やかに返却する。解析プログラムやデータ等については計算機システムから消去し、消去したことを証明する。

#### 13. 機密の保持

受注者は、本業務の実施にあたり、知り得た情報を厳重に管理し、本業務遂行以外の目的で、受注者及び下請会社等の作業員を除く第三者への開示、提供を行ってはならない。

#### 14. 協議事項

本仕様書に記載のあるなしに関わらず、作業に際して疑義が生じた場合には、当機構と受注者の協議により詳細を決定し、受注者の作成する議事録にて双方で確認した後、作業するものとする。議事録で確認した事項は、契約仕様書に準じた効力を持つものとする。

#### 15. 特記事項

- (1) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を当機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により機構の確認を受けた場合はこの限りではない。
- (2) 受注者は機構構内での業務遂行に当たって、大洗原子力工学研究所防護活動措置規則など所内規程を遵守するものとし、機構が安全確保の為に指示を行ったときは、その指示に従うものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について機構の確認を受けること。
- (3) 納入物件の所有権、及び納入物件に関わる著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、機構に帰属するものとする。
- (4) 貸与物件は、契約終了後速やかに機構に返還するものとする。機構外への持ち出しは不可とする。
- (5) 実施担当者は本契約終了後（含む契約履行中）速やかに貸与物件・情報及び納入物件に関わるメモ（諸データ及び作成過程における記録を含む）を消去し、諸資源（計算機出力を含む）を

消却もしくは機構に引き渡さなければならない。機構外持ち出しを承認された電子物件・電子成果情報については、完全に消去されたことを確認できるエビデンスを示すこと。

## II. 技術仕様

### 1. 目的

本件は、機構が提供する炉心特性データを基に、JENDL4.0 または JENDL3.3 に基づく ORIGEN2 用 1 群ライブラリを用いた燃焼計算を行い、燃焼遷移行列および等価フィッサイル係数として整理する。また、ORIGEN2.2 コードを用いて各炉心の燃焼計算、および使用済燃料の崩壊計算を行うとともに、機構が有する核燃料サイクルシミュレーションコード FAMILY-21 との連携を行う。

### 2. 契約範囲

#### 2.1 プログラミング作業・計算の実施

機構が提供する炉特性データ（表 1、表 2、および表 3）を基に、以下の作業を行う。

- ① 炉心特性データについて、ORIGEN プログラムおよび断面積ライブラリ等を使用して ORIGEN での燃焼計算を行い、平衡取り出し時の使用済燃料の組成を求める。使用する断面積については、JENDL4.0 または JENDL3.0 で作成したものから協議により選定して適用する。特に、Na 冷却炉大型炉金属燃料の炉心については、機構が提供する過去の炉心との差異の分析を行う。
- ② ORIGEN 計算結果を用いて、機構の指示に基づき（対象核種の選定、規格化、指定様式での出力等）燃焼遷移行列を作成する。
- ③ ORIGEN 計算結果を用いて、機構の指示に基づき（対象核種の選定、規格化、指定様式での出力等）FP 発生量の MS-EXCEL データベースを作成する。  
データベースの形式は ORIGEN 計算結果の TRU および FP について、炉取り出し直後から 200 年後までの各年の核種組成を、炉心ごとに整理する。
- ④ JENDL4.0 または JENDL3.0 の断面積ライブラリを用いた等価フィッサイル係数を作成する（各燃料領域における一群断面積ライブラリ値の抽出、核分裂当たりの中性子数の抽出、等価フィッサイル係数の算出）。
- ⑤ JENDL4.0 または JENDL3.0 の崩壊ライブラリの情報を用いて、比崩壊熱(W/kg-HM)と放射能(Bq/g)の換算係数を作成する。  
作成した比崩壊熱(W/kg-HM)と放射能(Bq/g)の換算係数を元に、JENDL4.0 または JENDL3.0 の崩壊ライブラリが対象とする全 FP 核種から、崩壊系列を作成する対象の FP 核種を選定する。
- ⑥ 上記の作業で作成したデータを FAMILY-21 と連携できるように、FAMILY-21 のデータ I/O を修正する。

#### ※作業に当たっての留意点

- (1) 作業に当たっての詳細条件は、適宜機構との協議に拠る。
- (2) ORIGEN の計算回数について

ORIGEN 計算では、燃焼日数および比出力 (IRP) での計算と中性子束 (IRF) での計算を組み合わせ、1 領域につき 10 回ほど行うこととなる。

### (3) ORIGEN 計算結果の加工時の留意点

JENDL3.3 (または 3.2) と JENDL4.0 では取り扱う核種数が異なるため、ORIGEN 計算結果を Excel に取り込み、FAMILY-21 (関連マクロを含む) で使用する際に、核種のずれが発生しないように機構の指示に基づいて整理する。

### 2.2 計算の妥当性確認

代表的な数ケースについて、機構が現在有する燃焼遷移行列との比較を行い、差異を確認する。

### 2.3 提出図書の作成

2.1、および 2.2 の内容をまとめ、I. 一般仕様 6. で示す提出図書類を作成し、提出する。

以 上

表 1 高速炉の対象炉心一覧

No.	炉型・燃料	電気出力 (MWe)	全炉心 平均燃焼度 (MWd/t)	JENDL ライブラリ	
				燃焼 (3.3 or 4.0)	崩壊 (3.3 or 4.0)
1	実証炉炉心(被覆管 PNC316) Na 冷却中型炉 MOX 燃料 (増殖比 1.10)	650	38,018 4 領域	3.3 H13NAMOXIC (R0-22-004). lib H13NAMOXOC (R0-22-004). LIB H13NAMOXAB (R0-22-004). LIB H13NAMOXRB (R0-22-004). LIB	3.3 DECAYJ33. LIB
2	実証炉炉心(被覆管 ODS) Na 冷却中型炉 MOX 燃料 (増殖比 1.03)	650	80,023 4 領域	3.3 H13NAMOXIC (R0-22-004). lib H13NAMOXOC (R0-22-004). LIB H13NAMOXAB (R0-22-004). LIB H13NAMOXRB (R0-22-004). LIB	3.3 DECAYJ33. LIB
3	実証炉炉心(被覆管 HT-9) Na 冷却中型炉金属燃料 (増殖比 0.75)	650	60,053 3 領域	3.3 H15NAMETIC (R04-002R1). LIB H15NAMETOC (R04-002R1). LIB H15NAMETAB (R04-002R1). LIB	3.3 DECAYJ33. LIB
4	実証炉炉心(被覆管 ODS) Na 冷却中型炉金属燃料 (増殖比 1.07)	650	84,095 3 領域	3.3 H15NAMETIC (R04-002R1). LIB H15NAMETOC (R04-002R1). LIB H15NAMETAB (R04-002R1). LIB	3.3 DECAYJ33. LIB
5	実用炉炉心(被覆管 ODS) Na 冷却大型炉 MOX 燃料 (増殖比 1.10 程度)	1000	8 万程度 4 領域	3.3 H13NAMOXIC (R0-22-004). lib H13NAMOXOC (R0-22-004). LIB H13NAMOXAB (R0-22-004). LIB H13NAMOXRB (R0-22-004). LIB	3.3 DECAYJ33. LIB
6	実用炉炉心(被覆管 ODS) Na 冷却大型炉 MOX 燃料 (増殖比 1.03 程度)	1000	未定 4 領域	3.3 H13NAMOXIC (R0-22-004). lib H13NAMOXOC (R0-22-004). LIB H13NAMOXAB (R0-22-004). LIB H13NAMOXRB (R0-22-004). LIB	3.3 DECAYJ33. LIB
7	実用炉炉心(被覆管 ODS) Na 冷却大型炉金属燃料 (増殖比 1.10 程度)	1000	8 万程度 3 領域	3.3 H15NAMETIC (R04-002R1). LIB H15NAMETOC (R04-002R1). LIB H15NAMETAB (R04-002R1). LIB	3.3 DECAYJ33. LIB
8	実用炉炉心(被覆管 ODS) Na 冷却大型炉金属燃料 (増殖比 1.03 程度)	1000	未定 3 領域	3.3 H15NAMETIC (R04-002R1). LIB H15NAMETOC (R04-002R1). LIB H15NAMETAB (R04-002R1). LIB	3.3 DECAYJ33. LIB

合計 28 領域

## 知的財産権特約条項

(知的財産権の範囲)

第1条 この特約条項において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権等」と総称する。）
- (2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権等を受ける権利」と総称する。）
- (3) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利（以下「プログラム等の著作権」と総称する。）
- (4) コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）に規定するコンテンツで甲が本契約において制作を委託するコンテンツ（以下「コンテンツ」という。）の著作権（以下「コンテンツの著作権」という。）
- (5) 前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲、乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

2 この特約条項において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。

3 この特約条項において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、プログラム等の著作権については著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為、コンテンツの著作権については著作権法第2条第1項第7の2号、第9の5号、第11号にいう翻案、第15号、第16号、第17号、第18号及び第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の帰属)

第2条 本契約に関して、乙単独で発明等を行ったときは、甲は、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出た場合、当該発明等に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。(以下、乙に単独に帰属する知的財産権を「単独知的財産権」という。)

- (1) 乙は、本契約に係る発明等を行ったときは、遅滞なく次条の規定により、甲にその旨を報告する。
- (2) 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
- (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- (4) 乙は、甲以外の第三者に委託業務の成果にかかる知的財産権の移転又は専用実施権(仮専用実施権を含む。)若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾(以下「専用実施権等の設定等」という。)をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲に通知し、承認を受けなければならない。

イ 乙が株式会社である場合、乙がその子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は親会社(同法第4号に規定する親会社をいう。)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 乙が承認TLO(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第4条第1項の承認を受けた者(同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。))又は認定TLO(同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 乙が技術研究組合である場合、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

- 2 甲は、乙が前項に規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権を無償で(第7条に規定する費用を除く。)譲り受けるものとする。
- 3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、かつ満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(知的財産権の報告)

第3条 乙は、本契約に係る産業財産権等の出願又は申請をするときは、あらかじめ出願又は申請に際して提出すべき書類の写しを添えて甲に通知しなければならない。

- 2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則第23条第6項及び同規則様式26備考24等を参考にし、当該出願書類に国の委託事業に係る研究の成果による出願であることを表示しなければならない。

- 3 乙は、第1項に係る産業財産権等の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から30日以内に、甲に文書により通知しなければならない。
- 4 乙は、本契約に係るプログラム等又はコンテンツが得られた場合には、著作物が完成した日から30日以内に、甲に文書により通知しなければならない。
- 5 乙は、単独知的財産権を自ら実施したとき、及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第5条第2項に規定する場合を除く。）は、甲に文書により通知しなければならない。

#### （単独知的財産権の移転）

- 第4条 乙は、単独知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を甲に文書で提出し、承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハマまでに定める場合には、当該移転の事実を文書より甲に通知するものとする。
- 2 乙は、前項のいずれの場合にも、第2条、前条、次条及び第6条の規定を準用すること、並びに甲以外の者に当該知的財産権を移転するとき又は専用実施権等を設定等するときは、あらかじめ甲の承認を受けることを当該第三者と約定させ、かつ、第2条第1項に規定する書面を甲に提出させなければならない。

#### （単独知的財産権の実施許諾）

- 第5条 乙は、単独知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、甲に文書により通知しなければならない。また、第2条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者と約定しなければならない。
- 2 乙は、単独知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、文書により甲及び国の承認を受けなければならない。ただし、第2条第1項第4号イからハマまでに定める場合には、当該専用実施権等設定の事実を文書により甲に通知するものとする。
  - 3 甲は、単独知的財産権を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲、乙協議の上決定する。

#### （単独知的財産権の放棄）

- 第6条 乙は、単独知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

#### （単独知的財産権の管理）

- 第7条 甲は、第2条第2項の規定により乙から単独知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利を譲り受けたときは、乙に対し、乙が当該権利を譲り渡すときまでに負担した当該知的財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに必要な手続に要したすべての費

用を支払うものとする。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の帰属)

第8条 本契約に関して、甲及び乙が共同で発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権は甲及び乙の共有とする。ただし、乙は、次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出なければならない。(以下、甲と乙が共有する知的財産権を「共有知的財産権」という。)

- (1) 当該知的財産権の出願等権利の成立に係る登録までに必要な手続は乙が行い、第3条の規定により、甲にその旨を報告する。
  - (2) 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
  - (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- 2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権のうち乙が所有する部分が無償で譲り受けるものとする。
- 3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権のうち乙が所有する部分が無償で甲に譲り渡さなければならない。

(共有知的財産権の移転)

第9条 甲及び乙は、共有知的財産権のうち自らが所有する部分を相手方以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の実施許諾)

第10条 甲及び乙は、共有知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、あらかじめ相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の実施)

第11条 甲は、共有知的財産権を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償で当該第三者に実施許諾することができるものとする。

2 乙が共有知的財産権について自ら商業的实施をするときは、甲が自ら商業的实施をしないことにかんがみ、乙の商業的实施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲、乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

(共有知的財産権の放棄)

第12条 甲及び乙は、共有知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の管理)

第13条 共有知的財産権に係る出願等を甲、乙共同で行う場合、共同出願契約を締結するとともに、出願等権利の成立に係る登録までに必要な費用は、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて負担するものとする。

(知的財産権の帰属の例外)

第14条 本契約の目的として作成される提出書類、プログラム等及びその他コンテンツ等の納品物に係る著作権は、すべて甲に帰属する。

2 第2条第2項及び第3項並びに第8条第2項及び第3項の規定により著作権を乙から甲に譲渡する場合、又は前項の納品物に係る著作権の場合において、当該著作物を乙が自ら創作したときは、乙は、著作者人格権を行使しないものとし、当該著作物を乙以外の第三者が創作したときは、乙は、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を講じるものとする。

(秘密の保持)

第15条 甲及び乙は、第2条及び第8条の発明等の内容を出願公開等により内容が公開される日まで他に漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ書面により出願申請を行った者の了解を得た場合はこの限りではない。

(委任・下請負)

第16条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、当該第三者に対して本特約条項の各条項の規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(協議)

第17条 第2条及び第8条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第18条 本特約条項の有効期限は、本契約締結の日から当該知的財産権の消滅する日までとする。